

○議長（高木将君） 次，20番小林英機君の発言を許します。

〔20番 小林英機君登壇〕

○20番（小林英機君） 20番小林英機でございます。発言通告に基づきまして，一般質問を行います。

まず，監査委員の選任について。

市の行財政運営は，市民の負担による公費で賄われていることから，公正かつ効率的に運営されることが必要であります。これを担保するために，地方自治法は，地方公共団体の議会に執行機関に対する監視権を与えるとともに，第三者的立場から客観的に行財政運営を監視し，評価するための機関として監査委員の制度を設けております。そこで2点質問いたします。監査委員は，市長が議会の同意を得て，人格が高潔で，市の財務管理その他行政運営に関して優れた識見を有する者及び議員のうちから選任するとされております。そこで，識見を有する者のほかに議員を加えたのはどういう理由なのかお尋ねいたします。

次に，平成3年，地方自治法一部改正により，監査委員の権限に，基本的監査権限に事務監査が加えられ，行政監査，能率監査もできることになりました。また，監査委員の監査の結果もしくは検査結果の報告，またはこれらの結果に基づく監査委員の意見が，市の行財政運営上の重要な指針となるものであります。そこで，議員から選任される監査委員につきましては，市長は議会の同意を得る前に，全員協議会で監査委員の候補者名を公表すべきではなかったかと思いますが，ご所見をお尋ねいたします。

次に，地域包括支援センターについて。

地域包括支援センターは，ひとり暮らし高齢者の増加，在宅支援の強化，高齢者虐待への対応，医療と介護との連携を図るため，総合的な相談窓口機能，介護予防マネジメント，包括的・継続的マネジメントを行うために，平成18年，改正介護保険法の目玉として，18年4月に創設されたものであります。

そこで5点ほど質問をいたします。1点目は，地域包括支援センターの場所はどこにあるのか。2点目，当市は地域包括支援センターについて委託方式をとっているが，職員を入れなかった理由は何か，また委託先はどこか，委託料はどのくらいかお尋ねいたします。3点目として，スタッフは何名で，こういった有資格者が何名いるのかお尋ねいたします。

4点目は，平成18年4月から7月までの地域包括支援センターの活動状況についてであります。相談件数，及び高齢者宅への訪問回数はどのくらいなのかお尋ねいたします。5点目として，他市の状況を見ますと，人口3万人につき1カ所設けられている例が多いわけではありますが，当市の場合，6万人で1カ所であります。需要に応じられるのかどうかお尋ねをいたします。

次に，投票所の変更について。

投票区は投票手続の混乱を避け，その公正な執行を期するため，投票を行う単位区域として設けられるものであります。各投票所ごとに，投票事務の管理者として投票管理者が選任され，投票所が設けられます。したがって，選挙人名簿も投票区ごとに編成され，

選挙人は、原則として、その所属する投票区の投票所で投票しなければなりません。

私は、投票区を機初1区に限定して、投票所の変更について質問をいたします。第1点は、機初1区の投票区の範囲であります。2点目は、投票所はどこかということであります。3点目は、8月6日執行の市議会議員の選挙について、機初1区の有権者は何名であったかであります。4点目は、はたそめ四季の丘団地の住民から、投票所を機初小学校か団地内の集会所に変更できないかという要望を受けました。機初1区の有権者の多くが住居を有する機初小学校か団地の集会所に投票所を変更する方が、選挙人集団の状況や利便性の観点から妥当だと思いますが、ご所見をお尋ねいたします。

次に、市道の整備について。

市道里野宮白羽線の現在までの進捗状況と、今年度の見通しについて、また来年度の計画についてお尋ねいたします。また茅根町の茅根山仲線の進捗状況と今年度の見通しについてお尋ねいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

○市長（大久保太一君） 監査委員の選任について、2点お尋ねがございました。第1点目は、地方自治法第196条におきまして、議員1名を監査委員に選任することと定めている立法趣旨について、第2点目といたしまして、さきの臨時会におきまして、監査委員の選任内容については当日まで知らされなかったが、事前に各議員に公表してもらったかと、この2点だと理解をいたしまして、ご答弁を申し上げます。

まず最初に、監査委員は、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議員のうちから選任する監査委員の数は、市にあっては1人と定められております。立法の趣旨につきましては、本法が国法であることから、国の法律でありますことから、地方公共団体が言及する立場にはございませんが、地方自治法第98条第1項におきまして、議会には当該団体の事務の執行状況に関する検査権が付与されており、このことから、議会からも監査委員を選任されることになっていると推察をいたしております。

監査委員の選任については、同じく地方自治法第196条第1項の規定によりまして、長が議会の同意を得て選任することとなっており、同意を求める議案の発案権は長に専属しておりますが、事前に議会の調整を行うことが一般的となっているのはご指摘のとおりであります。しかしながら、今回の選任におきましては、一般選挙直後のため、議長未選出であり、全員協議会や議会運営委員会等の調整もできていなかったために、臨時議会当日の提案となった次第でございます。

○議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

○保健福祉部長（増子修君） ただいま地域包括支援センターについて、5点のご質問がございました。

まず1点目でございますが、場所はどこにあるのかということでございます。これにつきましては、現在、地域包括センターということで、総合福祉会館内に、これは以前に、常陸太田市の医師会とか訪問看護ステーションというのがございましたけれども、そこに設置をしてございます。

2つ目としまして、委託、直営、どちらかということで、これは委託でございます。これについては、社会福祉法人の西山苑の方に委託をしてございまして、その理由でございますが、市が設ける場合に、新たに職員の採用ということが必要になりまして、そういうスタッフがそろうような場所ということで、西山苑の方に委託をしてきております。

それから3点目で、現在の常陸太田市地域包括支援センターのスタッフということでございますが、これにつきましては、主任ケアマネジャーが1人、それから社会福祉士が1人、それから保健師が2人、事務職が1人ということで、5人の中で対応をしているところでございます。

それから4点目でございますが、今までの地域包括支援センターの活動でどのようなことをやっているのかということでございますが、開所日数からまずいきますと、4月から7月までの内容でご報告させていただきますと、開所日数が104日でございます。それから取り扱い件数が539件でございまして、内訳は、訪問が323件、在所が100件、電話によるものが116件でございます。

それから介護予防特定高齢者施策の業務実施状況でございますが、この取り扱い件数が5件でございます。それから介護予防支援の新予防給付業務の実施状況でございますが、これにつきましては、新規契約件数が123件となっております。それから介護予防プラン作成件数、これが305件、それから介護給付費の請求件数が307件、それから業務委託件数が236件、それから初期加算対象者数が95件でございます。それから台帳整備件数、これは高齢者実態把握業務の実施状況等の中での台帳整備件数でございますが、118件となっております。

それから5点目でございますが、国から示されている目安というものは、人口2万人から3万人で1カ所ではないかということでございました。これにつきましては、センターそれぞれのそういう場合には、主任ケアマネジャー、それから社会福祉士、保健師、それぞれ1名ずつが張りついて、3人体制でいいですよということになってはいますが、本市につきましては、先ほど申しましたように5人体制で方向づけをしまして、これによって、1つということで対応をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

○総務部長（柴田稔君） 小林議員さんの投票所の変更についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず投票所でございますが、投票区内において、有権者の分布、さらに交通事情、投票

所の施設，これらの事情等により定められているというようなことで，社会情勢の変化，こういうのもありまして，投票所の人口集中の地区，さらに投票施設の老朽化，こういうのも含めまして，投票区自体の統廃合・分割の必要が生じる場合も想定されるということで，特に合併しまして，当市，大変広がってございます。そういう中で，有権者数にもばらつきがございました。里美の里川地区，こちらについては1つの投票所で有権者が174名，さらに当市の場合，多い地区で，世矢第1あたりになりますと3,800というような有権者のばらつきもございました。これが現実になってございます。

ただ，投票所を有権者数，これらの数でふやす，減らすということにつきましては，その地域の環境，それと投票所に向かう住民の利便性，こちらの方も考えますと，一概に有権者だけでの変更は難しいのかなというふうに考えておりまして，これらの投票所，現在，太田市で52カ所の投票所がございました。これらの変更については，地域の住民の方々とよく意見を交換して，慎重に今後対応していく必要があるというのを，まず選挙管理委員会の方としても考えているということでございます。そういう中で，私の方は，選挙管理委員会の書記長という立場で，今回，ご質問に答えてまいりたいと思います。

まず，今回，議員さんの質問で，機初第1投票区投票所に限った質問ということでございます。まず，場所はどこかということでございますが，機初第1投票所については，機初市民ふれあいセンターが機初第1投票所になってございます。この投票所の区域でございますが，幡町，三才町，西宮町，田渡町という，この4つの町が区域の範囲になってございます。有権者数でございますが，3,312名という当日の有権者数になってございます。

さらに，この機初第1投票所の変更ということで，住民からのそういう話も含めてという，今，ご質問でございますが，確かに機初地区におきましては，住宅団地の開発に伴いまして，人口の中心が旧来の地区から移動をした例であると考えております。このような事例を含めまして，1つの投票所の有権者が極端に増加をしている投票区の分割，さらに隣接する投票区の間での編入等，全体的な見直し，先ほど申しましたように，合併後，必要になってくると考えております。

投票所の1つの目安の基準としましては，投票所から選挙人の住所までの路程が3キロメートルと，それとおおむね1つの投票所で3,000人というような，そういう条件も示されてございます。そういう中で，地域の住民の皆さんが，今まで身近なところで投票所に行って投票をしていた，これが変更をすることによって，一方では遠くなってしまうという，これらについては，やはり慎重に，地元の従来投票を行ってきた投票所の関係は進めていかなきゃならないなというふうに考えております。

そういう中で，参考ですが，じゃあ，投票所がそういう状況にあった場合ということでございますが，現在，国政選挙を含めまして，前回行われました市議選まで含めまして，期日前投票というのが行われております。従来ですと不在者投票という投票で行っていたわけでございます。不在者投票というのは，その不在者を一時投票しまして，投票当日に

それぞれの地区の投票所に不在者投票を配布して、当日、その地区の投票箱に投函をして初めて投票が有効になるというシステムです。

今回、こういう制度が変わりまして、不在者投票も残っていますが、期日前投票というのが設けられまして、期日前投票ですと、夜の８時まで、それぞれ支所を含めて、太田市ですと、本庁・支所４カ所で投票ができるということになってございます。特に市役所に来たついで、あるいは買い物に来たついでということで、この期日前投票を利用する投票が定着をしてきているという状況にあります。

そういう中で、この期日前投票でございますが、市議選ですと、６日間の期日前投票が夜８時まで投票できますけれども、衆議院、これらになりますと１６日間、県知事で１６日間、県議会選挙で８日間というように、こういう期日前の投票が、当日すべて投票所に行って投票しなきゃならないということではなくて、こういう活用が図られまして、今回の市議会議員の選挙で見ますと、参考までですが、全体の市の投票率が６９．４２％、そのうち期日前投票を利用したのが１３．４８％というふうに、期日前投票が利用をされているというような状況がございます。

こういう中で、特に機初第１投票区ということで、議員さん、今回絞ってのご質問を受けたわけですが、これからの合併後の投票所、これらのあり方についても、今後は大変広い中で５２カ所という、現在、投票所がありますので、こういう中でさらに検討を加えていく必要があるものかというふうに考えております。

以上です。

○議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

○建設部長（川又和彦君） 市道の整備についてお答え申し上げます。

初めに里野宮白羽線についてでございます。この道路は、里野宮町の国道３４９号と白羽町の市道０１０６号線までの約１,０７０メートルを結ぶ路線であるとともに、里川にかかる木橋の根本橋をコンクリート橋にかけかえ、地域連携を図ることを目的に整備する計画となっております。

これまでの進捗状況等についてでございます。平成１７年度末までの用地の取得は約７１％の進捗率となっておりますことから、今年度は、引き続き用地の取得に取り組むとともに、白羽地区の約１５０メートルの区間におきまして道路改良工事を実施することとしてございます。今後につきましては、平成１９年度も引き続き用地の取得に努めますとともに、道路改良工事を進め、さらに根本橋の下部工に着手する予定としてございます。

次に、茅根山仲線についてでございます。この路線は、茅根町の県道日立常陸太田線から佐都小学校入口付近を結ぶ延長約３５０メートルの生活道路でございます。これまでに路線測量及び道路設計を完了しておりますことから、本年度に用地測量及び物件補償調査を実施し、平成１９年度から用地の取得に着手することとしてございます。

両路線につきましては、今後とも、地元地権者の皆様のご協力をいただきながら、早期

に供用開始ができるよう努めてまいります。

○議長（高木将君） 20番小林英機君。

〔20番 小林英機君登壇〕

○20番（小林英機君） ご答弁，ありがとうございました。2回目の質問を行います。

監査委員の選任についてであります。地方自治法197条ただし書きは，監査委員は後任者が選任されるまで，その職務を行うことを妨げないと規定しております。このただし書きは，住民の投票による議会の解散の場合に適用があります。今回の監査委員の選任について，8月の臨時議会と9月の定例会の間にあまり期間がないものでありますから，9月の定例会で監査委員の選任について議会の同意を得てもよかったのではないかと思います。市長のご所見をお尋ねいたします。

次に，地域包括支援センターについて。当市よりも人口の若干少ない那珂市は，地域包括支援センターを市直営で市役所介護福祉課に設けております。そして，サブセンターを委託方式で3カ所設けております。福田・五台・芳野地区にサブセンターゆたか園，神崎・額田・菅谷地区にサブセンター青燈会，戸多・木崎・瓜連地区にサブセンターナザレ園であります。

地域包括支援センターには社会福祉協議会から3名のケアマネジャーが出向で勤務しており，サブセンターにはおのおの2名の社会福祉士が従事しております。業務として，福祉サービスの利用申請手続の代行，在宅介護に関する相談や助言，介護予防ケアプランの作成，高齢者宅への家庭訪問，介護予防教室，例えば筋力トレーニング，口腔ケア，栄養改善のための指導などを開催しております。

那珂市の4月から7月までの活動状況を見ますと，相談件数については，3つのサブセンターと包括支援センターで実人数が196人，延べ人数が合計387人，次に訪問件数について見ますと，実人数が139人，延べ人数が421人であります。

当市の高齢化率26.2%，今後ますます高齢化率は高まってまいります。以上のことを踏まえ，常陸太田市の包括支援センターのあり方について，今後どのように考えているのかお尋ねをいたします。

次に，投票所の変更について。公職選挙法17条1項は，市町村の選挙管理委員会は，必要があると認めるときは，市町村の区域を分けて，数投票区を設けることができると規定しております。いわゆる投票区の分割であります。この必要があると認めるときの基準とも言えるべきものが，昭和44年5月，自治省選挙部長名で通達が出されております。それによりますと，最近の都市化及び過疎化に伴う選挙人の集団の状況，投票区の地形，及び交通の利便性等地域の特性を十分考慮した上で，遠距離投票区を含む投票区の分割，再編成，過大投票区，1投票区の選挙人の数がおおむね3,000人を超えるものの分割等について積極的措置を望むというものであります。

これを機初1区に当てはめてみますと，機初団地に多くの有権者が生活しているという選挙人の集団の状況，投票所まで行くのに狭い市道を行かねばならないという交通の利便

性、選挙人が 3,000 人を超え、3,312 人という過大選挙区であることから総合して考えますと、機初 1 区については投票区の分割が妥当と思いますが、ご所見をお尋ねいたします。

最後に市道の整備について。市道に係る地権者が代替地を買収の条件とした場合の対策等についてお尋ねいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

○市長（大久保太一君） 監査委員の選任について、8月24日の臨時議会でしなくとも、この定例会でよかったのではないかとということでご質問がございました。考え方といたしまして、監査委員 1 名欠員の期間が長くなりまして、例月行っております現金出納検査等は、この定例会は 25 日まで最終日でございますので、その翌日になってしまうと、こういうことがありまして、早目に提案をさせていただいたということでございます。

○議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

○保健福祉部長（増子修君） ただいま小林議員さんから 2 回目の質問がございました。当市では、地域包括支援センターにつきましては、5 人の職員を配置することなどにしまして、機能の重点化を図ることとしまして、その上で配置数を 1 カ所としてきたところでございます。この中には協力機関というものがございまして、在宅介護支援センターというのが今までありましたけれども、その 4 カ所の松栄荘と、くじらヶ丘とか、誠信園とか、えみの里、そのところにお手伝いなどをいただきながら、日常生活圏域の相談窓口に協力をいただいております。

今後は、さらに地域包括支援センターが、地域の高齢者の心身の健康の保持、それから保健医療、福祉の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を、包括的、継続的に行う機関として市民の方々に浸透するよう、あらゆる機関を通し周知しながら、センターとしての機能が十分に発揮できるよう努めてまいります。

○議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

○総務部長（柴田稔君） 投票所の変更についての 2 回目のご質問にお答えを申し上げます。

議員発言のとおり、各都道府県選挙管理委員長あてに、自治省選挙部長通知というのがございます。その中で、先ほど私の方でも触れましたように、選挙人の住所から投票所まで片道 3 キロ以上ある地域、それと、おおむね 1 つの投票所が 3,000 人というような、これらの通知がございました。そういう中で、遠距離地区の解消に努めることというような通知がございました。

そういう中で、先ほど申し上げましたように、投票所そのものが、現在、市の中で合併

をしまして52カ所という数に上っております。こういう中で、全体的な投票所の見直しという中で、特に団地、こういうのも含めて有権者数が急増しているというような投票所、これらについては、やはり市の中で投票所そのものの小さいのを減らすということじゃなくて、再度この投票区の増というのも考慮に入れて、今後検討していく必要があるんじゃないかなというふうに考えるわけでございます。

そういう中で、今回、これらの議員さんのご質問、ご提言をいただいた部分については、市の選挙管理委員会の中にも私の方で問題提起をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

○建設部長（川又和彦君） 代替地の取り扱いにつきまして、お答え申し上げます。地権者ご本人のご意向を尊重し、できる限り適地を選定してまいりたいと存じます。